

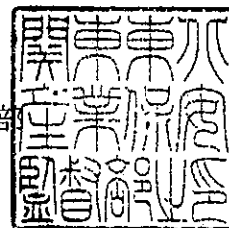
経済産業省

平成 22・12・28 関東産保第 6 号

平成 22 年 12 月 28 日

自家用電気工作物設置者各位

原子力安全・保安院
関東東北産業保安監督部



電気事業法に基づく手続きの徹底について（お願い）

日頃から、自家用電気工作物の安全な運用についてご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

自家用電気工作物設置者には、電気事業法により、①技術基準の適合維持、②保安規程の作成・届出・遵守、③主任技術者の選任・届出の3つの義務があります。

このうち、保安規程は自家用電気工作物の保安を確保するために、事業場における保安体制、保安教育、点検内容・頻度、記録の保存等設置者が守るべきことをまとめたものです。

近年、保安規程の変更の届出、公害防止等に関する届出を行っていない事例が複数確認されています。

設置者の皆様におかれましては、自家用電気工作物の保安を確保するために、電気事業法に基づく適切な手続きをお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

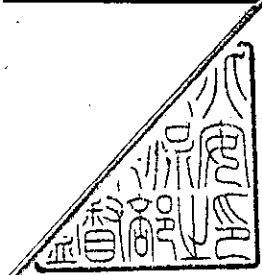
経済産業省 原子力安全・保安院

関東東北産業保安監督部 電力安全課

担当：自家用係、安全推進係、発電係

電話：048(600)0385～0388

<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-kanto/>



○参考 電気事業法等 該当条文一覧

電気事業法第42条第1項 (保安規程の作成・届出)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第50条の2第1項の自主検査又は第52条第1項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第42条第2項 (保安規程の変更・届出)

事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第48条第1項 (工事計画の届出)

事業用電気工作物の設置又は変更の工事(前条第1項の経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更(経済産業省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

電気関係報告規則第4条 (公害防止等に関する届出)

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者(当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣)へ届け出なければならない。ただし、同表の第1号から第4号まで及び第6号に掲げる場合であつて、法第47条第1項の認可又は法第48条第1項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

(表 省略)

(注) 電気事業法における「事業用電気工作物」の用語には、「自家用電気工作物」が含まれます。

※ 関東東北産業保安監督部ホームページ 自家用電気工作物の手続きの方法のページ
<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-kanto/denki/jikayou/20040108jikayou.html>